（別紙１）

（特記仕様書の記載例）

（週休２日制工事について）

１　本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休２日を確保できるよう工事

を実施する週休２日制工事である。

２　週休２日制工事の実施は、「宇治市週休２日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。

３　実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休２日が確実に確保でき

るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

４　予定価格には月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位

　の週休２日に満たない場合は、契約書第24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休２日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正

係数を1.00 に変更するものとする。

５　月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。

６　月単位又は通期での週休２日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。

７　受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第２・第４土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。